

ストックヤード運営事業者のみなさまへ

建設発生土の適切な利用・処分のための

ストックヤード 運営事業者登録制度

令和6年6月より
最終搬出先までの
確認義務が施行
されます！

登録されると、建設発生土の搬出先として元請業者や発注者から
選ばれやすくなることが期待されます！

建設発生土の
適切な利用・処分を
お願いします。

元請業者

建設発生土を
適切に利用・処分
します。

登録
ストックヤード
事業者



国土交通省

(令和6年3月版)

ストックヤード運営事業者制度について

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土規制法が施行されるとともに、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

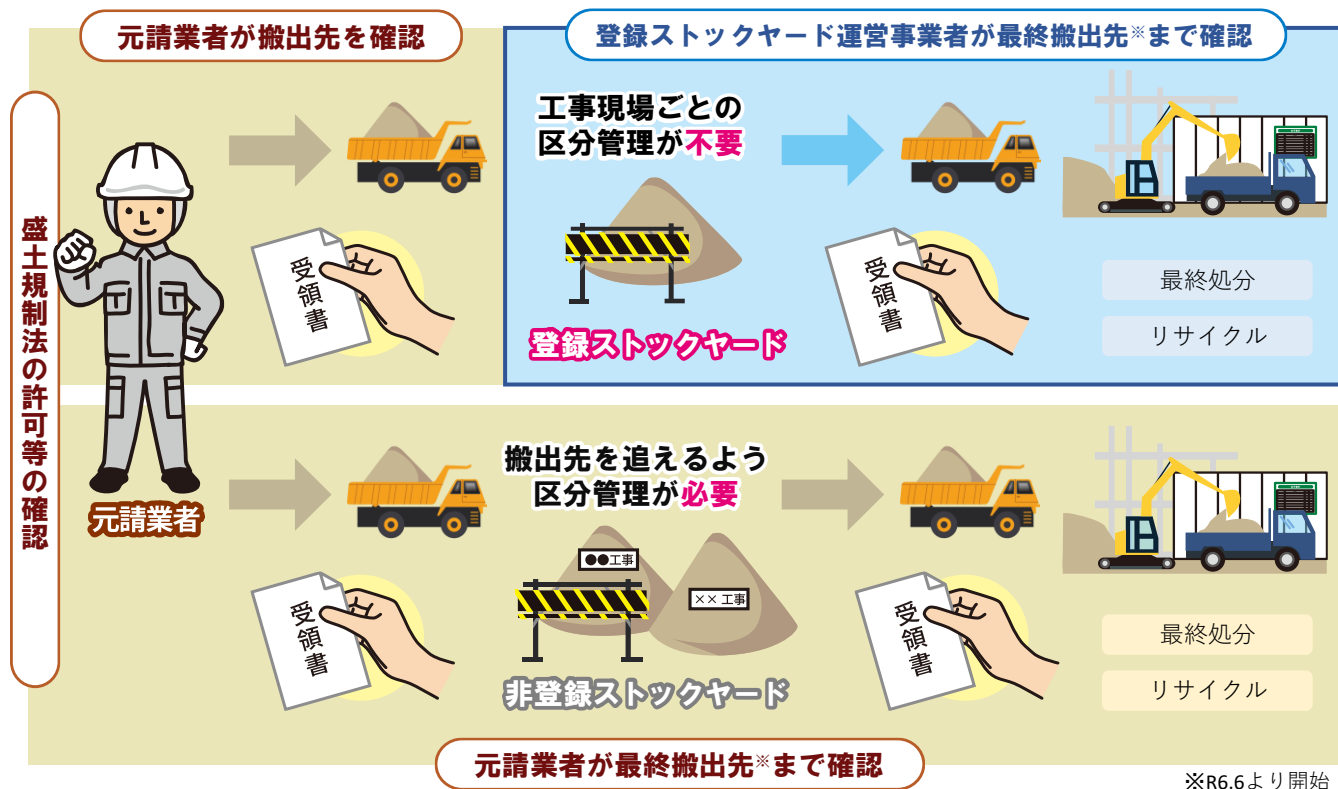
一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

※R6.6より開始



※R6.6より開始

登録のメリット

令和6年6月以降は、登録ストックヤードへ搬出することにより、元請業者の負担が軽減することから、**より一層選ばれやすくなる**ことが期待されます。

登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

発注者が指定する搬出先として登録ストックヤードが活用されることが期待されます。



登録ストックヤードへの搬出を予定している大手ゼネコン会社

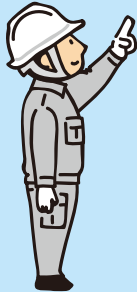
熱海における土石流災害や盛土規制法の制定などを受けて、我が社でも建設発生土の有効利用、適切な搬出先管理に取り組んでいるところです。令和6年6月以降は、元請業者が最終搬出先を確認することが必要になりますが、**ストックヤードを経由する場合、最終搬出先までの追跡が困難になることが想定されるので、登録ストックヤード事業者を活用する予定です**。発注者からもコンプライアンス（法令遵守）を厳しく求められることもあり、取引のあるストックヤード事業者には、早期の登録を働きかけています。

登録制度への申請と登録後の業務について

登録の準備

- 地方整備局等に申請してください
- 様式はHPより入手してください
- 登録料は無料です

【国土交通省HP】



申請

- 再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を**一時的に堆積する場所**を管理する者であれば、申請可能です。（営利・非営利を問わず）
（例）ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 登録後は、外部から持ち込まれた土砂を**適切に利用・処分**していたために、下記の業務を行うことになります。

登録完了

- 登録票を掲示してください
- 有効期間は5年間です
- 登録事業者は国土交通省のHPで公表されます。

【ストックヤード登録票】

ストックヤード登録票	
登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
主な事務所の所在地	〒 番 号
登録番号	第 号
名 称	
所 在 地	〒 番 号

登録事業者としての業務がスタート！

登録 ストックヤード 運営事業者

搬入



土砂を搬入する際に行うこと

- 受領書の交付
- その写しの保存（5年間）

- 搬入・搬出管理及び記録を行い、年1回目に報告

報告

搬出



土砂を搬出する際に行うこと

〔搬出前〕

- 搬出先の適正性を確認し、書面を作成
- 土砂の運搬を行う者に確認結果を通知し、運搬費等を代金に適切に反映

〔搬出後〕

- 受領書の交付を受け、搬出先を確認
- 作成した書面や受領書の保存（5年間）
- 過積載が横行し不法投棄等を招かないよう、法令遵守の指導の徹底

受領書（記載例）

令和●年●月●日	
(搬出元)	(受領先)
●●●●●建設工事	●●●●●建設工事
責任者 ●●●●●殿	責任者 ●●●●●
土砂受領書	
受領先の名称及び所在地：	●●●●●建設工事
	●●●●●市●●●町●丁目●番地●地内
受領した管理者の商号：	●●●●●建設（株）
搬出元の名称及び所在地：	●●●●●建設工事
	●●●●●市●●●町●丁目●番地●地内
土砂の搬出量	：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m ³ （地山量）
	一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m ³ （地山量）
搬入が完了した日	：令和●年●月●日



搬出先からさらに他の搬出先の搬出された場合（以下、①～④の場合を除く）は最終搬出先を確認し、書面を作成

〔最終搬出先までの確認が不要となる搬出先〕

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③登録ストックヤード
- ④土砂処分場

申請先・お問い合わせ先 主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等へお願いします。

主たる事務所の所在地	受付機関	問合せ先
北海道	北海道開発局 事業振興部建設産業課	011-709-2311(代) hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 建政部建設産業課	022-225-2171(代) thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 建政部建設産業第一課	048-601-3151(代) ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課	025-370-6571 kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 建政部建設産業課	052-953-8572 cbr-kensanka@mlit.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代) kkrr-stockyardtouroku@mlit.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代) stockyard@cgr.mlit.go.jp
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 建政部計画・建設産業課	087-851-8061(代) skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 建政部建設産業課	092-471-6331(代) qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代) (書面受付のみ)

申請様式・関連資料

「ストックヤード運営事業者登録制度」

- ・制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。
- ・申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



登録数の推移

